

仕 様 書





- 1 役務件名：病院棟清掃役務
- 2 役務場所：札幌市南区真駒内17番地 真駒内駐屯地 #701病院棟 1階～6階
- 3 役務概要：日常清掃 1回/日 平日 7,667.61㎡（うち病室 2,514.09㎡）  
休日 2,477.50㎡

4 一般共通事項	項目	事項
(1) 総 則		本役務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書（平成30年度版）」（以下「共通仕様書」という。）の規定に基づき実施する。
(2) 現場代理人		本役務実施に当たり、請負者は役務の責任者を定め、役務に必要な書類等の手続き及び行為を行うものとし、作業員に規則遵守等の徹底を図る。
(3) 現場管理		本役務実施に当たり、現場及び役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努める。
(4) 質 疑		本役務実施に当たり、本特記仕様書の内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いを生じた場合は、全て監督官と協議する。
(5) 軽微の変更		監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載し、完成書類と共に提出する。
(6) 役務完了検査		日常清掃は毎月末に報告書を監督官に提出し、検査官の検査を受ける。

5 特記事項	項目	事項
(1) 清掃区域		本役務清掃区域は図示とし、役務従事者は指定された区域外への進入はしない。
(2) 清掃道具等		本役務で清掃に使用するトイレットペーパー、ゴミ袋及び手洗い石鹸は官側が支給するものを使用し、その他の清掃道具、薬品等は全て請負者の負担で準備する。
(3) 役務作業員		<p>ア 役務作業員は清掃中、常に清潔感のある服装を着用する。</p> <p>イ 請負者及び役務従事者は、本役務において業務上知り得た病院業務及び患者・職員の情報を漏らしてはならない。</p> <p>ウ 役務作業員は、以下の院内感染防止対策を行う。</p> <p>(7) 感染症を疑う症状がある場合は、出勤せずに監督官に報告するとともに、必要あれば速やかに受診等の処置を行い、病院利用者への感染拡大を防止する。</p> <p>(イ) 職業感染防止上必要な健康診断や予防接種等を行う。 (結核、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等)</p> <p>(ウ) 清掃時は、必要な防護具（エプロン、手袋、マスク）を装着する。また、区域ごとに防護具の交換と衛生的な手洗いを及び消毒し、身体・着衣の汚染及び他区域への汚染拡大を防止する。</p> <p>(エ) 清掃の順番は、清掃区域の清潔度を考慮し、清潔区域清掃後に汚染区域の清掃を行う。</p> <p>(オ) 清潔区域と汚染区域の清掃道具は区別し、清掃カートに収納時して搬送する際にも、清潔区域使用前・使用後の道具が接触・混ざらないように管理する。</p> <p>(カ) 清掃道具は、洗剤で洗浄し、確実に乾燥させた清潔なものを使用する。使用後のモップは、汚染源・感染源にならないように適切に消毒を行う。1000ppm (0.1%) 次亜塩素酸ナトリウム液に30分以上浸漬する。（体液等による汚染の可能性があれば消毒する。）</p> <p>(キ) 洗浄・消毒剤は、薬品名・注意点がわかるように保管・管理する。 (次亜塩素酸ナトリウムは、濃度を明記し、遮光して保管)</p> <p>(ク) 廊下等でものを拾う際や廃棄物運搬時は、針刺し等予防のため、素手で取扱わず、手袋を装着する。</p>

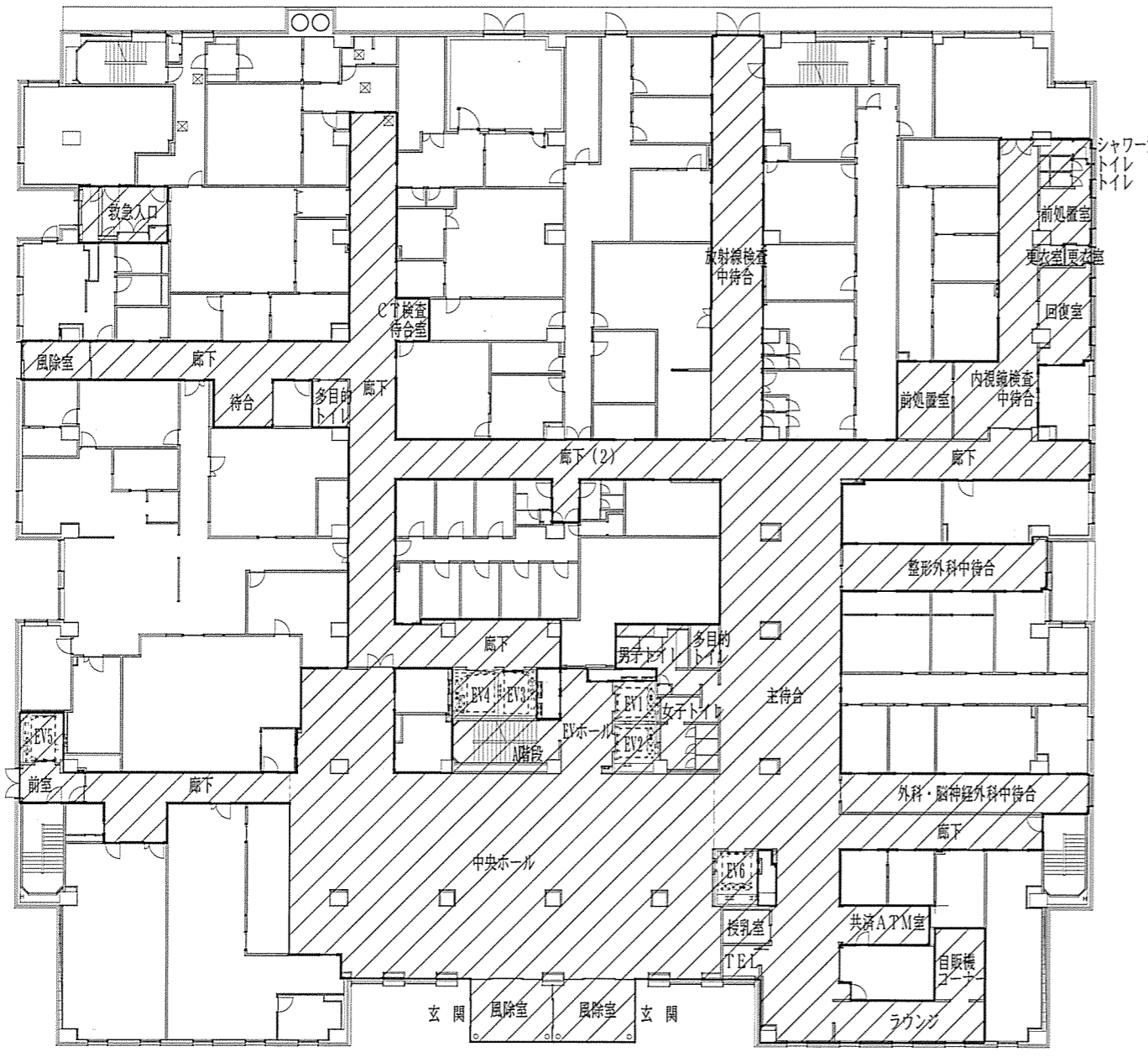
5 特記事項

項目	事項								
(4) 日常清掃	<p>(7) 血液、吐物及び排泄物による汚染は、物理的に除去した後に1000ppm (0.1%) 次亜塩素酸ナトリウム液で清拭消毒する。</p> <p>(ロ) 感染対策上、院内でのサージカルマスク装着が必要となった状況時（インフルエンザ流行時等）は、官側（ICT）の指示に従う。</p> <p>(ハ) 感染症患者が発生した場合は、病室等の清掃実施の有無、順番、消毒薬使用等について、監督官と別途調整し指示を受ける。</p> <p>ア 日常清掃は、平日（土日、祝祭日以外の日）に実施するほか、休日（土日、祝祭日）が3日以上続く場合は、そのうち1日以上の実施を基準とし、病院が長期間診療を休止する場合は、監督官との調整による。</p> <p>イ 日常清掃の実施回数は病室（水まわりを除く。）が2日に1回（1日につき病室全体の50%以上を計画的に実施）、それ以外の場所は1日1回を基準とする。</p> <p>ただし、突発的な汚損等により至急清掃の必要がある場合は、その内容が日常清掃の作業内容の範囲であれば、監督官の指示によりその都度清掃を実施する。</p> <p>ウ 監督官以外の病院勤務者から日常清掃の作業内容の範囲で追加清掃の要望があった場合は、日々の計画に支障をきたさない程度であれば監督官の指示を受けずに実施する。</p> <p>ただし、要望が日々の計画に支障をきたす場合は、監督官に報告し指示を受ける。</p> <p>エ 日常清掃は、共通仕様書第4編第2章によるほか、下表により実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>清掃場所</th> <th>作業内容</th> </tr> <tr> <td>共 通</td> <td>                     1 床面の清掃は、高性能フィルター付真空掃除機、化学モップ等で除塵する。汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。                      2 床面や壁、家具類に血液等が付着している場合は、消毒剤を用いて速やかに拭き取る。                      3 玄関ロビー及び待合室の柱は、手の届く範囲内をクロス等で拭き、汚れがひどい部分は適正洗剤を用いて除去する。                      4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き取る。                      5 ガラス窓の手垢等及び窓枠の埃を拭き取る。（病室を除く。）                      6 巾木は、クロス等で水拭きし、汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去する。                      7 天井換気扇の埃を真空掃除機、吸着シート等で除去する。                 </td> </tr> <tr> <td>病 室</td> <td>                     1 清掃開始に当たり、スタッフステーションで看護師長等に清掃を実施する旨を伝え、感染症患者の有無等、清掃に関する注意事項を確認する。                      2 病室の扉、収納及び造り付家具（使用中の病室を除く。）は、表面の拭き掃除及び内部清掃をする。                      3 清掃終了後は、看護師長等の点検を受ける。                 </td> </tr> <tr> <td>待 合</td> <td>椅子、カウンター（総合案内、各ブロック受付）は埃をクロス等で乾拭きした後、消毒剤を用いて拭き取る。</td> </tr> </table>	清掃場所	作業内容	共 通	1 床面の清掃は、高性能フィルター付真空掃除機、化学モップ等で除塵する。汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 床面や壁、家具類に血液等が付着している場合は、消毒剤を用いて速やかに拭き取る。 3 玄関ロビー及び待合室の柱は、手の届く範囲内をクロス等で拭き、汚れがひどい部分は適正洗剤を用いて除去する。 4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き取る。 5 ガラス窓の手垢等及び窓枠の埃を拭き取る。（病室を除く。） 6 巾木は、クロス等で水拭きし、汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去する。 7 天井換気扇の埃を真空掃除機、吸着シート等で除去する。	病 室	1 清掃開始に当たり、スタッフステーションで看護師長等に清掃を実施する旨を伝え、感染症患者の有無等、清掃に関する注意事項を確認する。 2 病室の扉、収納及び造り付家具（使用中の病室を除く。）は、表面の拭き掃除及び内部清掃をする。 3 清掃終了後は、看護師長等の点検を受ける。	待 合	椅子、カウンター（総合案内、各ブロック受付）は埃をクロス等で乾拭きした後、消毒剤を用いて拭き取る。
清掃場所	作業内容								
共 通	1 床面の清掃は、高性能フィルター付真空掃除機、化学モップ等で除塵する。汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 床面や壁、家具類に血液等が付着している場合は、消毒剤を用いて速やかに拭き取る。 3 玄関ロビー及び待合室の柱は、手の届く範囲内をクロス等で拭き、汚れがひどい部分は適正洗剤を用いて除去する。 4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き取る。 5 ガラス窓の手垢等及び窓枠の埃を拭き取る。（病室を除く。） 6 巾木は、クロス等で水拭きし、汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去する。 7 天井換気扇の埃を真空掃除機、吸着シート等で除去する。								
病 室	1 清掃開始に当たり、スタッフステーションで看護師長等に清掃を実施する旨を伝え、感染症患者の有無等、清掃に関する注意事項を確認する。 2 病室の扉、収納及び造り付家具（使用中の病室を除く。）は、表面の拭き掃除及び内部清掃をする。 3 清掃終了後は、看護師長等の点検を受ける。								
待 合	椅子、カウンター（総合案内、各ブロック受付）は埃をクロス等で乾拭きした後、消毒剤を用いて拭き取る。								

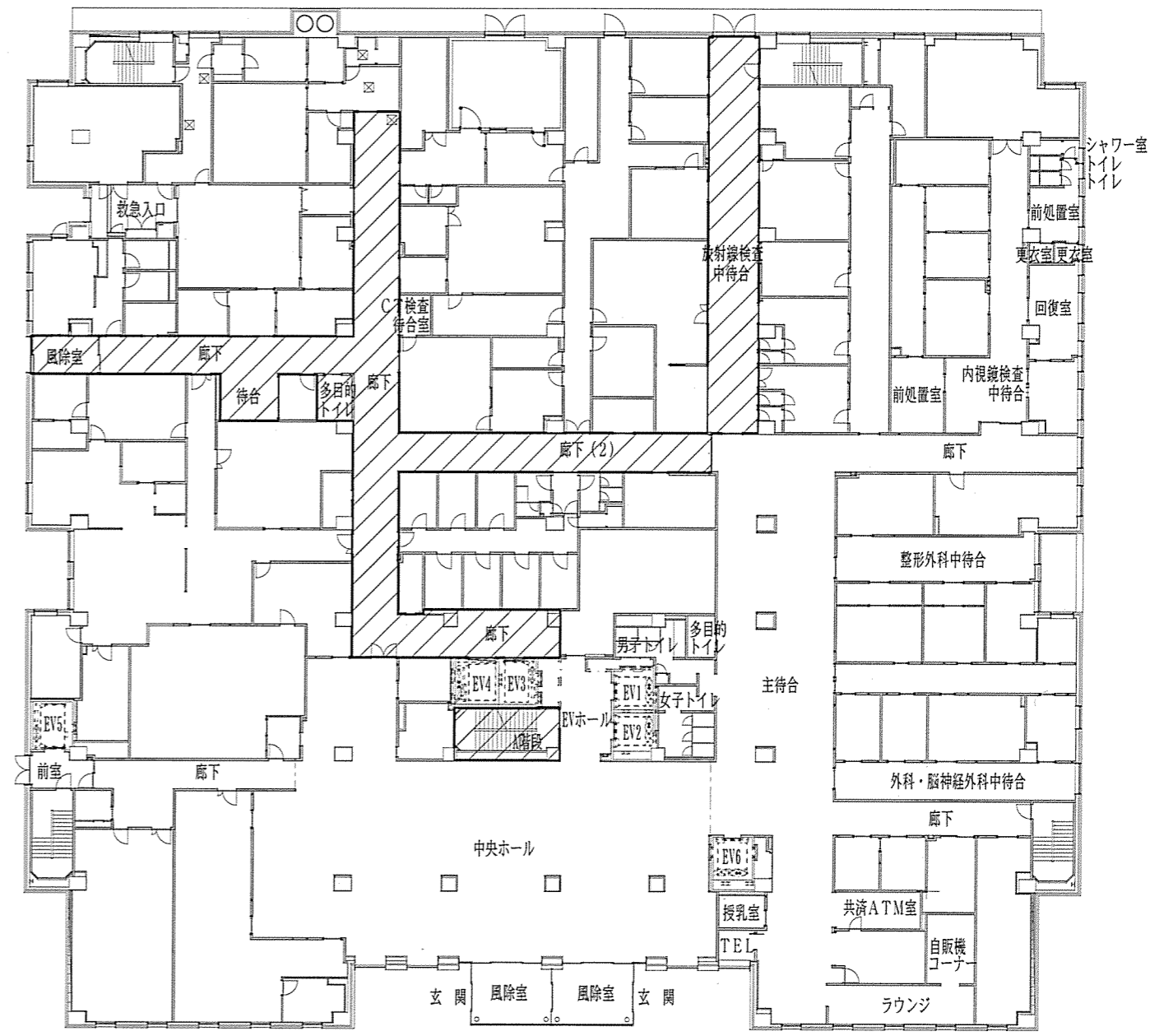
役務件名	病院棟清掃役務			仕様書番号	7	図面番号	1 / 8
種別	仕 様 書			縮尺	-		
	総務部長	管理課長	営繕班長				設計/製図
							
自衛隊札幌病院総務部管理課						令和 5年 2月24日	

5 特記事項	項目	事項
	清掃場所	作業内容
	流し台 洗面台	1 洗面台等(鏡含む。)は、適正洗剤を含んだクロス等で拭き掃除を行い、排水口及びトラップ内のゴミを取り除く。また清掃実施時に水廻り関係から異臭等がないか確認する。 2 備え付けの手洗い石鹸液の残量を確認して、少ない場合は補充をする。 3 洗面台の清掃に使用するスポンジ等は、各室の清掃の都度洗浄し、使用するものとする。
	便所 汚物処理室	1 床面の汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 便器は適正洗剤で汚れを洗い流し、水分が残らないように乾拭きした後、手袋を交換し消毒剤を用いて便座、手摺り等を拭き取る。 3 洗浄便座のノズル部分を適正洗剤を用いて洗浄する。 4 トイレブースの表面をクロス等を用いて水拭きする。 5 エアータオルのフィルターを1月1回、排水受けを1週1回洗浄する。
	浴室 シャワー室	1 天井は、クロス等を用いて乾拭きする。 2 カビが発生した場合は、適正洗剤で洗い流し、カビ防止剤等を吹きつけ、発生を防止する。 3 浴室に設置されたシャワーカーテンは、クロス等を用いて乾拭きする。 4 天井換気扇及び照明器具は、クロス等を用いて1月1回以上清掃する。ただし、汚れがひどい場合は、適時清掃を実施する。 5 シャワーヘッドの消毒を1月1回以上実施する。 (次亜塩素酸ナトリウム溶液0.1%に30分浸漬) 6 浴室内の風呂椅子、洗面器についてはクロス等を用いて水拭きする。 7 衣類棚は、埃を除去しクロス等を用いて水拭きする。
	各出入口 風除室 中央ホール	1 病院棟1階の出入口前の床面をほうき等で除塵する。 2 病院棟1階の各出入口、風除室、中央ホール及びTEL室の窓ガラスの結露はスクイジー等で除去する。 3 付着物(ガムやヒールマーク等)がある場合は、建物を損傷しないよう適した方法で除去する。
	ラウンジ	1 テーブル、椅子等の埃をクロス等を用いて拭き取った後、消毒剤を用いて拭き取る。 2 テーブル下の壁の汚れを適正洗剤を用いて除去する。
	エレベーター	エレベーターの扉、壁、鏡及び操作パネルの手垢や汚れを除去し、消毒薬を用いて拭き取る。
	階段	1 ノンスリップ等の金属部分は、クロス等を用いて洗浄する。 2 壁面照明は、1月1回以上クロス等を用いて清掃する。 3 踏面、蹴上、巾木部分のヒールマークが目立つ箇所は、1年2回を基準として洗剤等を使用して除去する。
	ゴミ箱	1 共用部分のゴミ箱は、設置されたビニール袋ごとゴミを回収し、新しい袋を設置する。 2 自販機コーナーに設置されている、自販機業者が設置したゴミ箱は回収対象外とする。 3 ゴミ箱外面の汚れた部分は、クロス等を用いて水拭きした後、乾拭きする。 4 回収したゴミが一般廃棄物と医療廃棄物に区分されているかを確認し、一般廃棄物に医療廃棄物が混入しているのを確認した場合は、ゴミ箱を使用している部署に袋ごと返納し回収できない旨伝える。 5 一般廃棄物は、病院棟地下のゴミ集積庫に運搬し、分別して投棄する。

5 特記事項	項目	事項				
	清掃場所	作業内容				
		6 各病棟の医療廃棄物は、容器が密閉され外観上異常(漏れ、はみだし)がないことを確認し、容器ごと回収し病院棟地下の医療廃棄物保管庫に監督官が指示した時間に運搬する。 (参考) 令和3年度ごみ回収実績(日平均) ・感染性廃棄物 約460L/日 ・非感染性医療廃棄物 約25L/日				
	(5) その他	ア 病院への清掃員の通勤は、原則として徒歩又は公共交通機関を使用するものとし、病院駐車場の車両の駐車は認めないものとする。 イ 感染病棟内の清掃については入院患者がいる場合は実施しないものとし、清掃実施の可否については、監督官に確認するものとする。				
	役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	2/8
	種別	仕様書		縮尺	-	
	自衛隊札幌病院総務部管理課				令和5年2月24日	



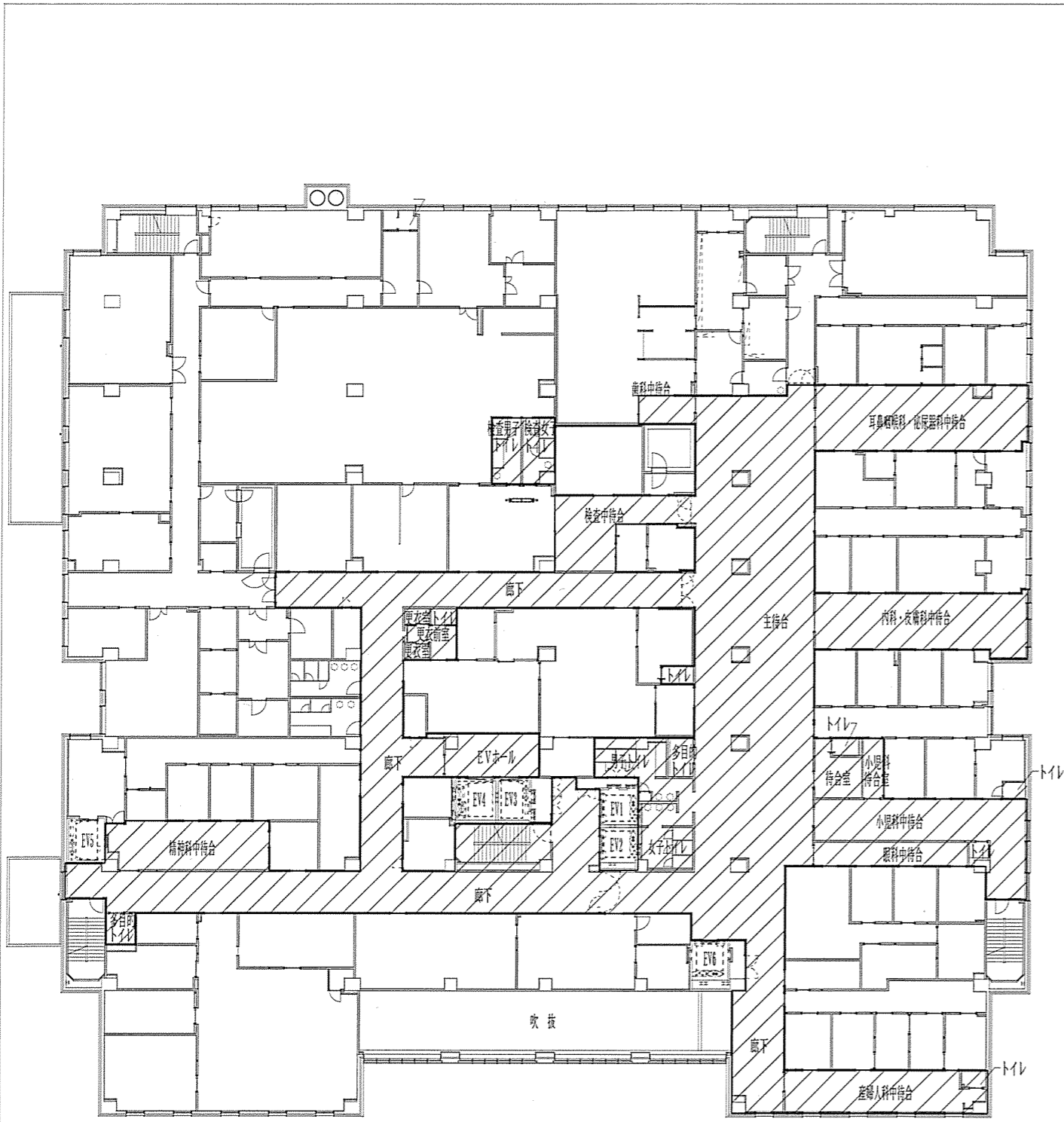
日常清掃（平日）



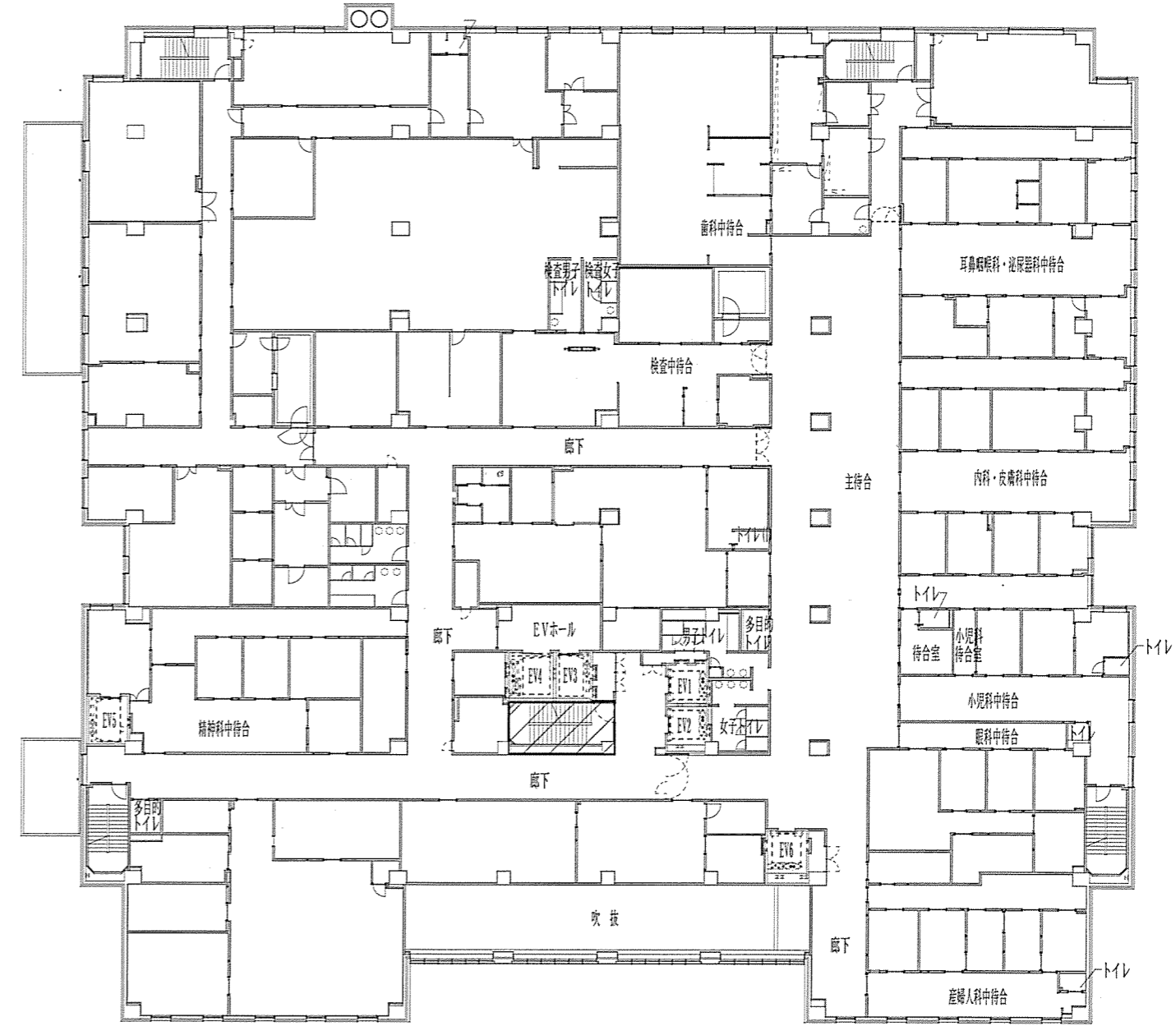
日常清掃（休日）

清掃面積  
 // : 日常清掃箇所  
 平日 1,584.77㎡  
 休日 362.53㎡

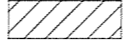
役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	3 / 8
種別	病院棟1階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 5年 2月 24日	



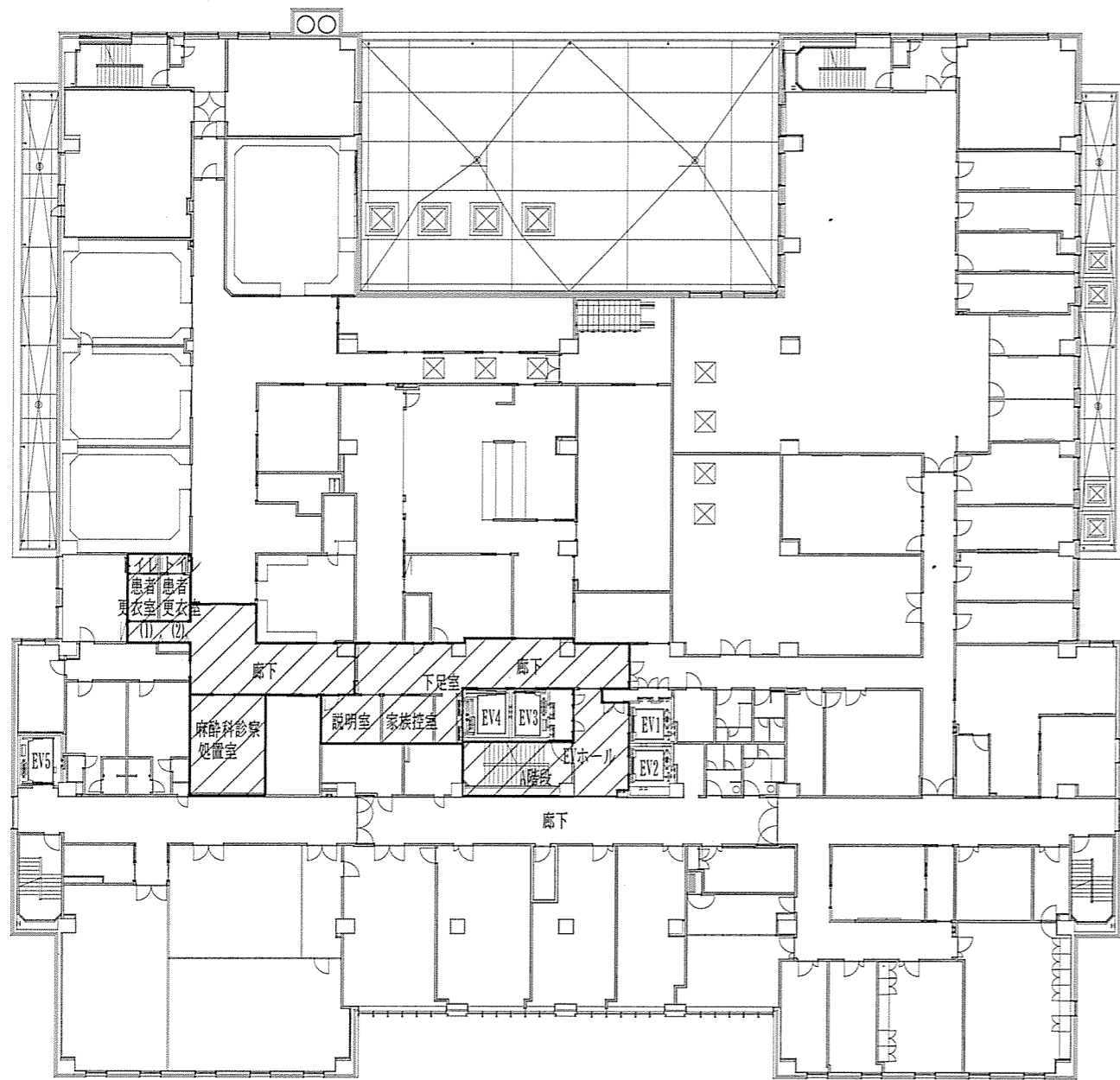
日常清掃（平日）



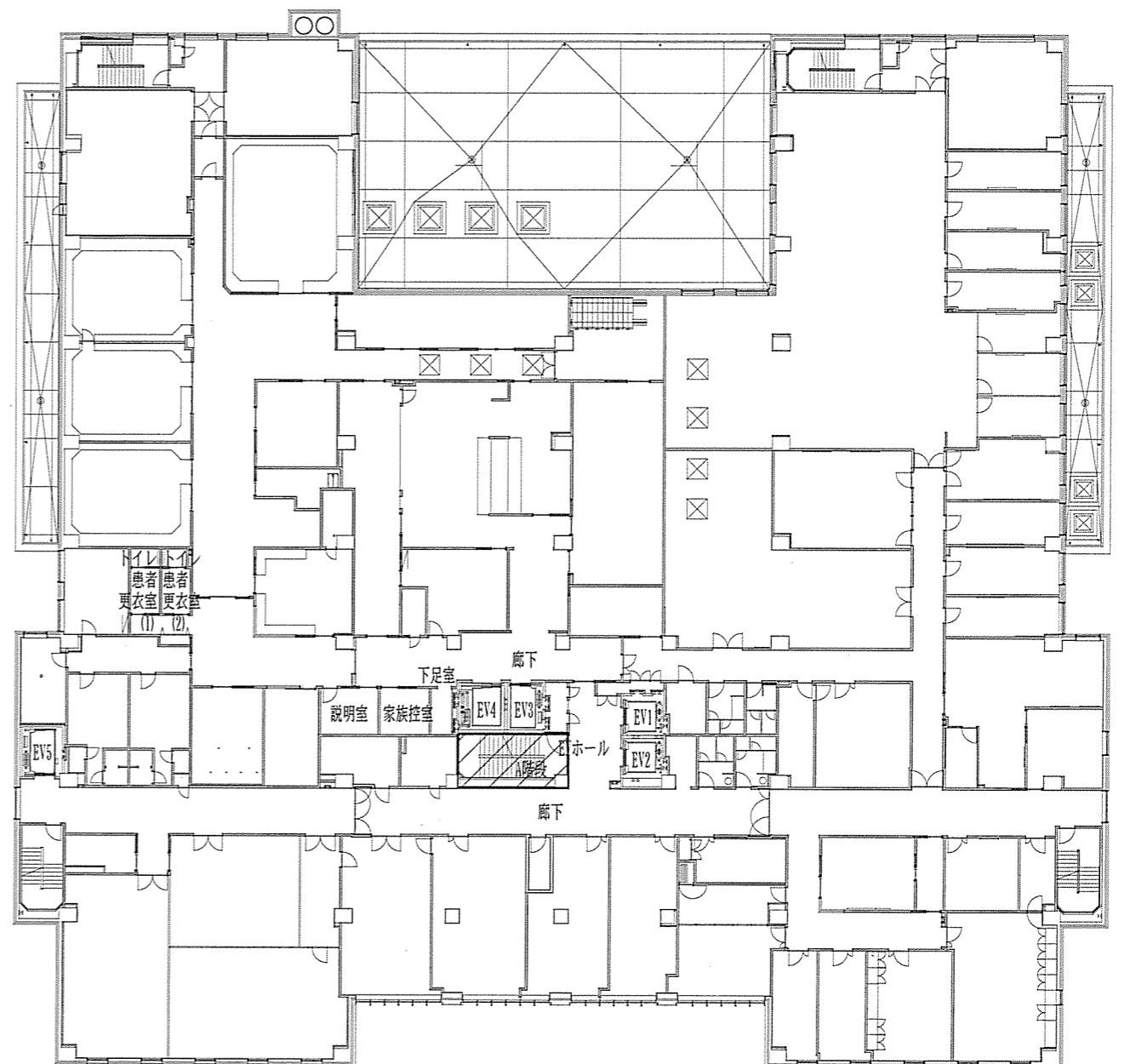
日常清掃（休日）

清掃面積  
 : 日常清掃箇所  
 平日 1,132.39㎡  
 休日 22.86㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	4 / 8
種別	病院棟2階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 5年 2月 24日	

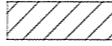


日常清掃（平日）



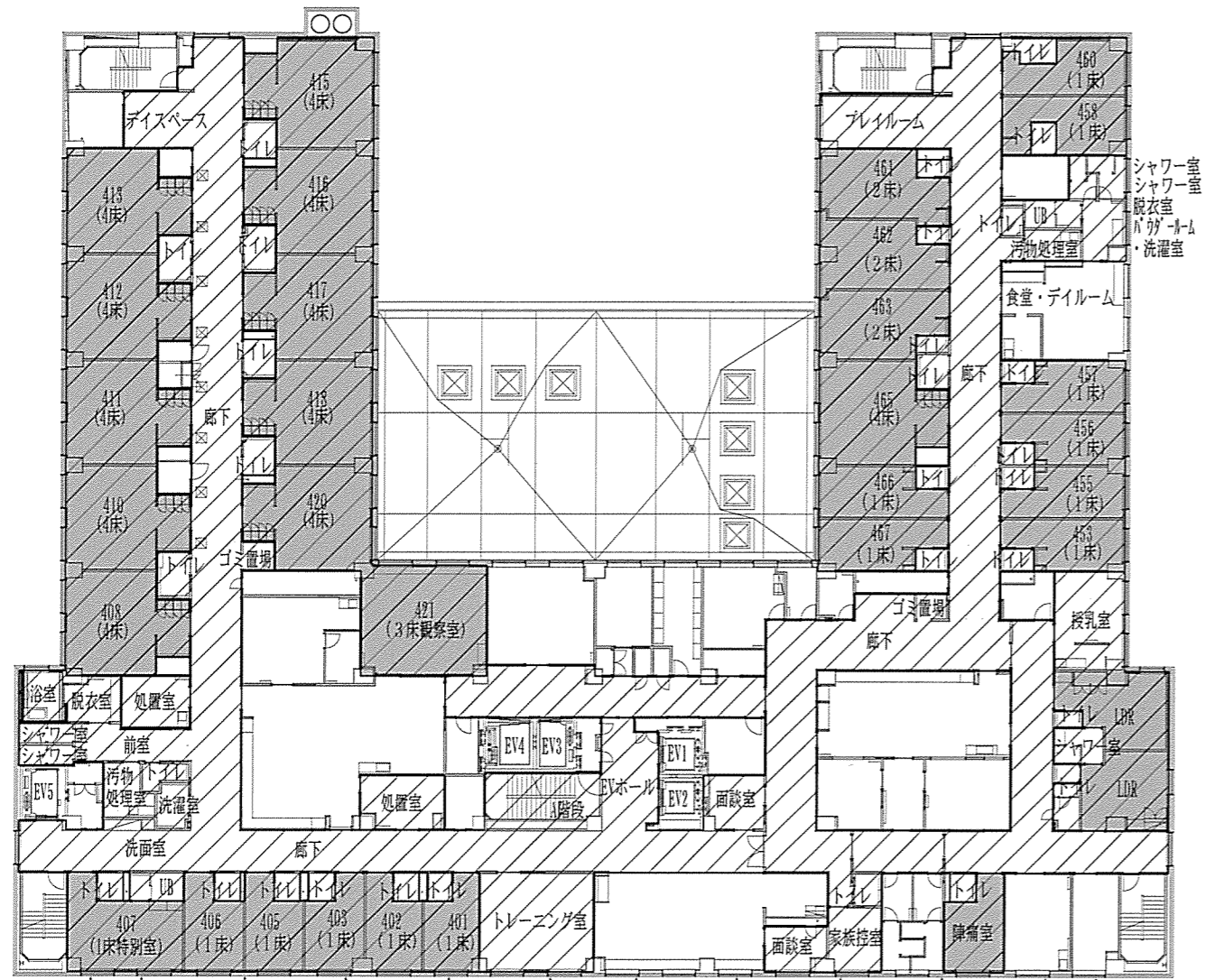
日常清掃（休日）

清掃面積

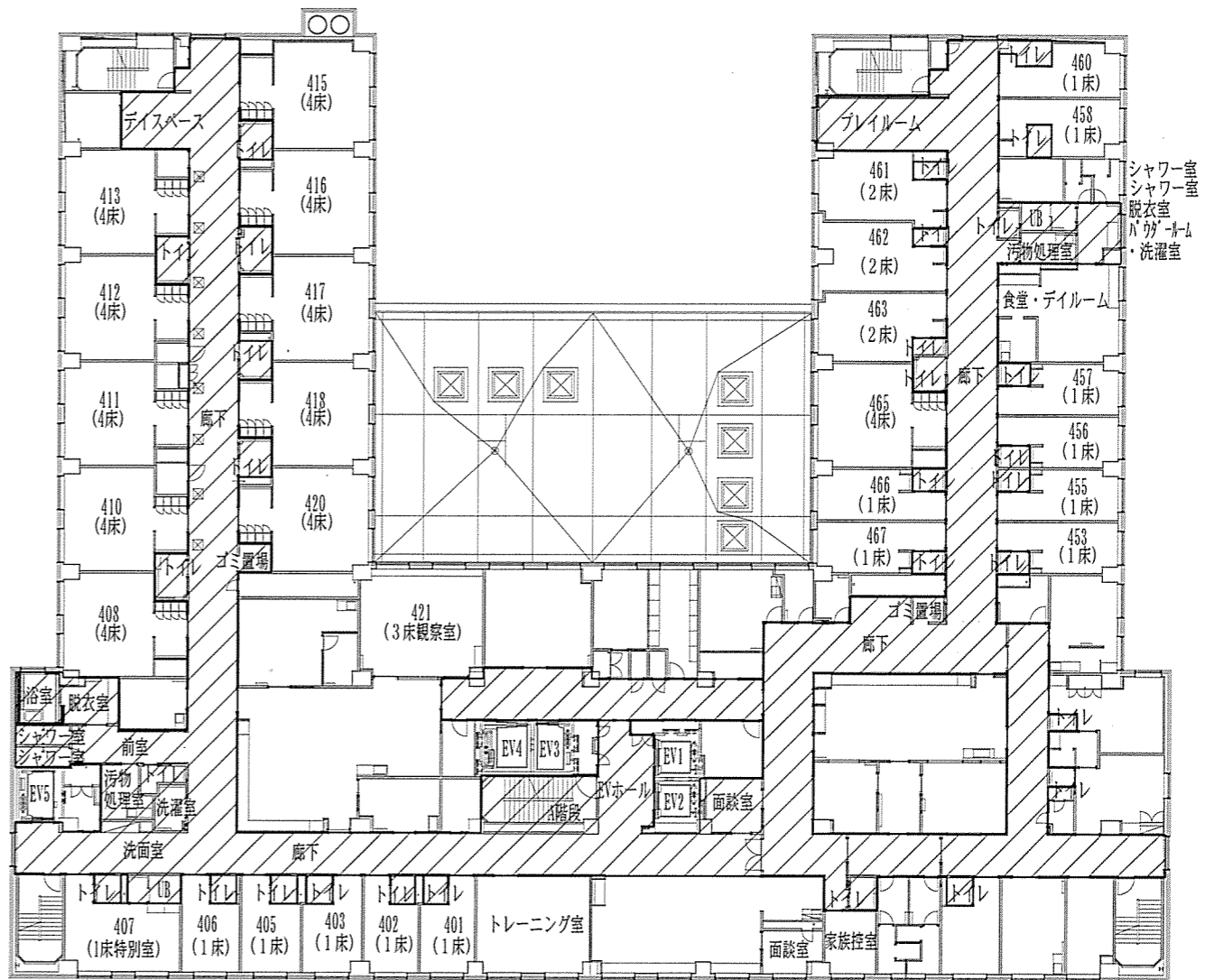
 : 日常清掃箇所  
 平日 212.82㎡  
 休日 22.86㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	5 / 8
種別	病院棟3階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 5年 2月 24日	





日常清掃（平日）

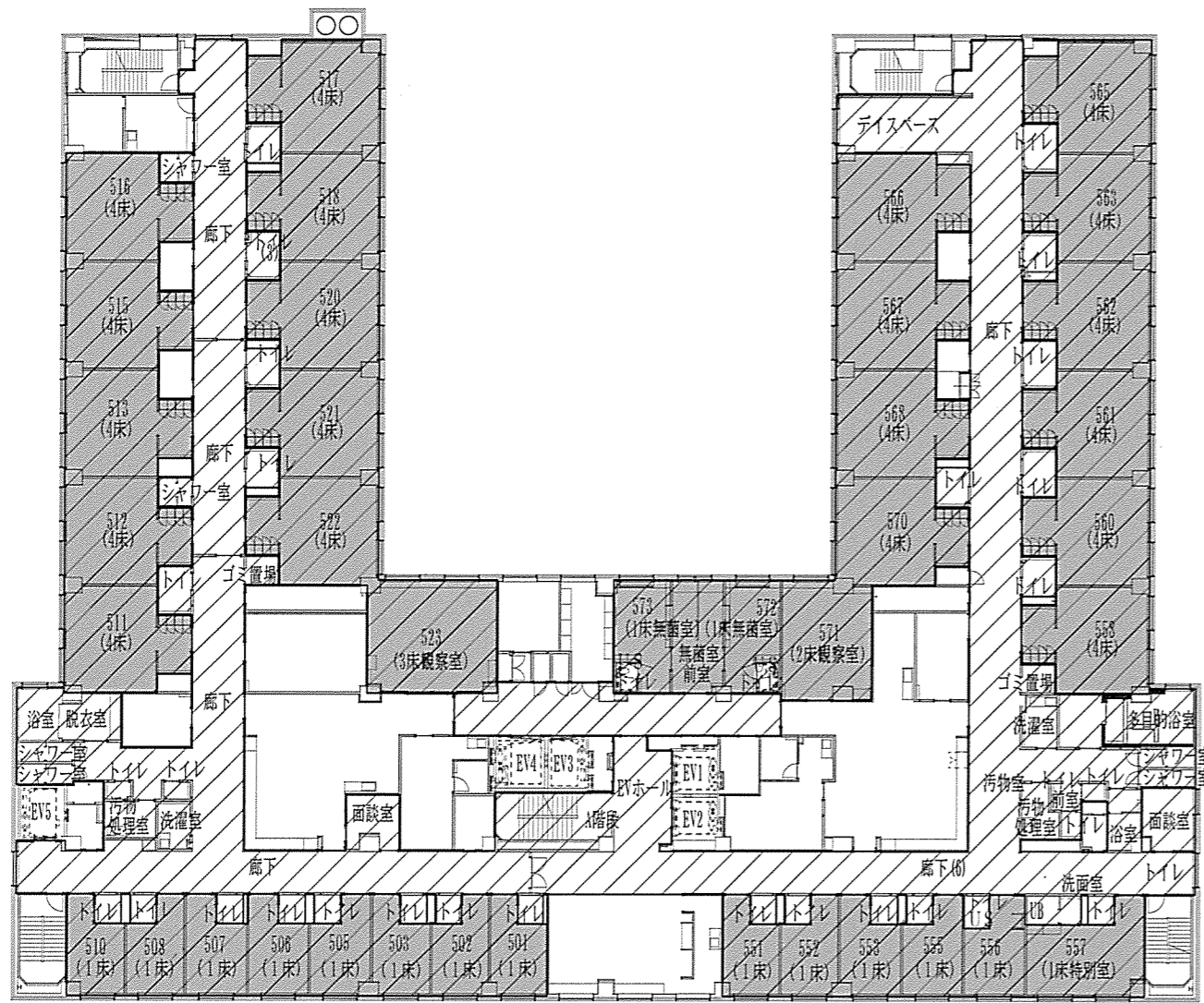


日常清掃（休日）

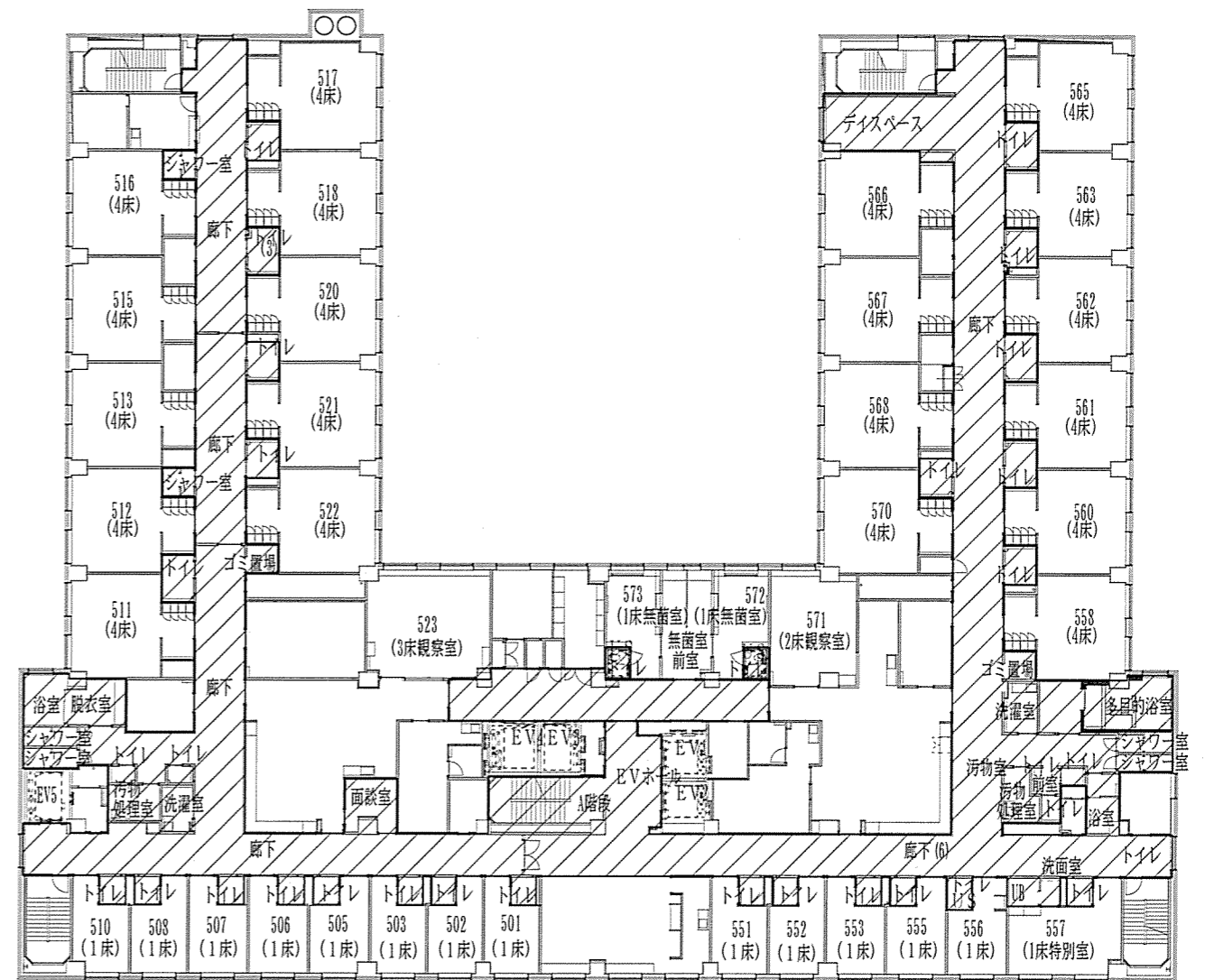
清掃面積

- : 日常清掃箇所
- 平日 1931.91㎡
- 休日 856.14㎡
- 病室 947.17㎡（平日のみ）

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	6 / 8
種別	病院棟4階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400



日常清掃（平日）

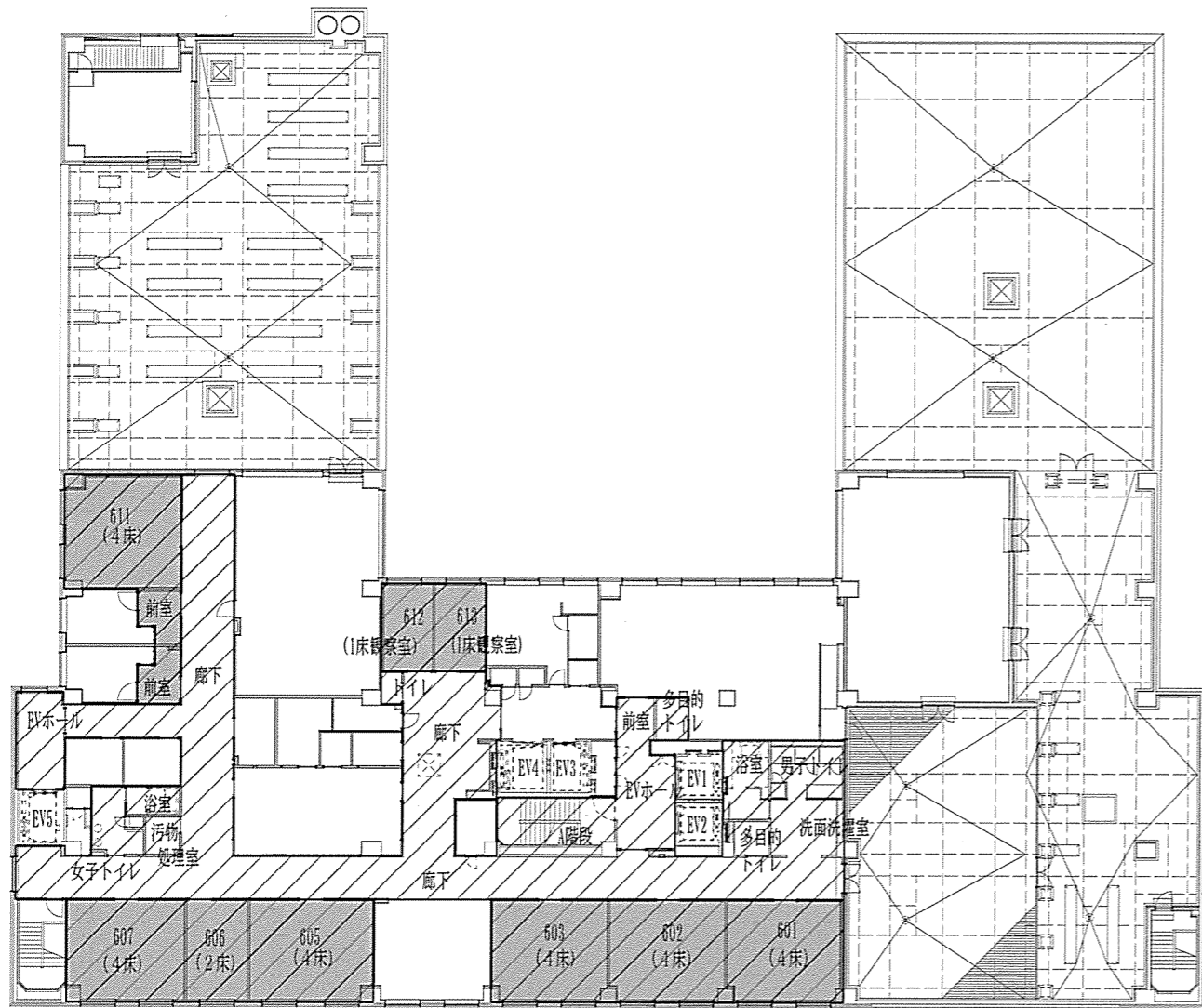


日常清掃（休日）

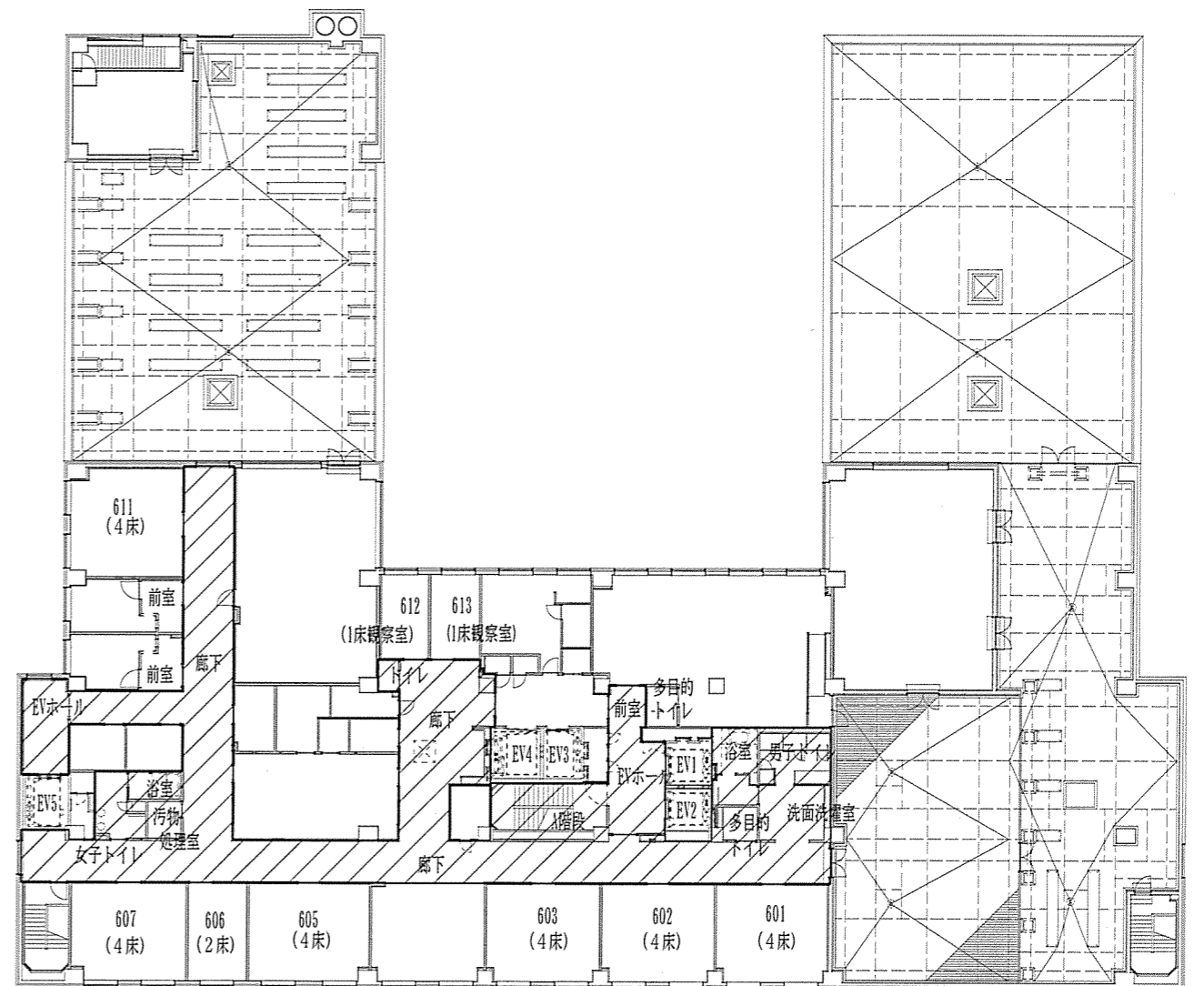
清掃面積

- : 日常清掃箇所  
平日 2,129.19㎡  
休日 832.53㎡
- : 病室 1,275.60㎡（平日のみ）

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	7 / 8
種別	病院棟5階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 5年 2月24日	



日常清掃（平日）



日常清掃（休日）

凡 例

- : 日常清掃箇所
- 平日 676.51m<sup>2</sup>
- 休日 380.57m<sup>2</sup>
- 病室 291.32m<sup>2</sup>（平日のみ）

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	7	図面 番号	8 / 8
種別	病院棟6階平面図（日常清掃）			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 5年 2月 24日	